

助成額の算定方法を大幅に簡略化し、 雇用調整助成金の手続を更に簡素化します

1. 実際の休業手当額による助成額の算定

雇用調整助成金の助成額は、これまで「平均賃金額」を用いて算定していましたが、小規模事業主（従業員が概ね20人以下）は「実際に支払った休業手当額」により算定できるようになります。

$$\text{「助成額」} = \text{「実際に支払った休業手当額」} \times \text{「助成率」}$$

支給申請も簡素化されます

- ① 申請様式を簡単に記入できます。
- ② 記入の仕方がわかるマニュアルを作成します。

※ 5月19日（火）に公表しますので、しばらくお待ちください。

2. 休業等計画届の提出が不要に

申請手続の更なる簡略化のため、休業等計画届の提出を不要とし、支給申請のみの手続とします。

※ 休業等計画届と一緒に提出していた書類は、支給申請時に提出していただきます。

3. 平均賃金額の算定方法の簡素化

① 「平均賃金額」を「源泉所得税」の納付書で算定できます

平均賃金額の算定は、これまで「労働保険確定保険料申告書」を用いて算定していましたが、「源泉所得税」の納付書により算定できるようになります。

$$\text{一人当たり「平均賃金額」} = \text{納付書の「支給額」} \div \text{「人員の数」}$$

② 「所定労働日数」の算定方法を簡素化します

年間所定労働日数は、これまで過去1年分の実績を用いて算出していましたが、休業実施前の任意の1か月分をもとに算定できるようになります。

$$\text{「年間所定労働日数」} = \text{「任意の1か月の所定労働日数」} \times 12$$

所定労働日数の計算例

- 週休2日制で祝日が労働日の正社員が大多数を占める場合は、週40時間制として、「月22日」または「年261日」とすることができます。
- 正社員（週休2日制で祝日が労働日）、パート社員など非正規労働者をそれぞれ雇用している場合は、「正社員」は「月22日」、「非正規労働者」は「最も人数の多い所定労働日数」で全員働いているとみなし*加重平均することができます。

※ 例えば、月単位（月16日など）や週単位（週4日など）で所定労働日数が決まっている場合には、こうした月・週単位での所定労働日数をもとに算定します。

* 計算例 *

（正社員）：20人
（非正規労働者）：月15日勤務4人、月16日勤務10人、月17日勤務6人の場合
（正社員）22日×20人＋（非正規）月16日×20人÷40人（合計人数）
＝月の所定労働日数 19日

申請・お問い合わせ先

ご不明な点は、最寄りの都道府県労働局やハローワークまでお問い合わせください。
また、厚生労働省のホームページに、雇用調整助成金の概要や活用の流れなどを記載したガイドブック（簡易版）などがございますので、こちらもぜひご活用下さい。

厚生労働省 雇用調整助成金

検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

新型コロナウイルス感染症の影響により、納付が難しい方へ 労働保険料等の納付猶予の特例について

猶予（特例）の概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方にあつては、申請により、労働保険料等の納付を、**1年間猶予**することができます。
- この納付猶予の特例が適用されると、**担保の提供は不要**となり、**延滞金もかかりません。**

猶予の要件

以下のいずれも満たす事業主の方が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業に係る収入が前年同期に比べて（※1）概ね20%以上減少していること
 - ※1 新規適用事業及び単独有期事業における取り扱いについてはQ&A及び申請の手引きをご参照ください。
- ② ①により、一時に納付を行うことが困難であること（※2）
 - ※2 「一時に納付を行うことが困難」かどうかの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。
- ③ 申請書が提出されていること

猶予対象となる労働保険料等

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する労働保険料等が対象となります。

申請方法

- 納期限までに申請してください（※3）。
 - ※3 令和2年2月1日から令和2年6月30日までの間に納期限が到来している労働保険料等については、令和2年6月30日までに申請していただければ、納期限までに申請した場合と同じ取り扱いとします。
- 所管の都道府県労働局に「労働保険料等納付の猶予申請書（特例）」等（※4）を提出してください。（郵送又は電子申請でも受け付けております。（電子申請の場合、年度更新の申告等の添付書類として申請いただくことになります。））
 - ※4・根拠となる書類の準備が難しい場合は、職員が聞き取りによりお伺いします。
 - ・同一の労働保険適用事業において、国税、地方税又は厚生年金保険料等の納付猶予の特例が許可された場合は、当該猶予許可通知書及び当該猶予申請書の写しを添付いただくことで、申請書の記載の一部が省略できる場合があります。

※ 申請にあたっては、管轄の都道府県労働局へご相談ください。

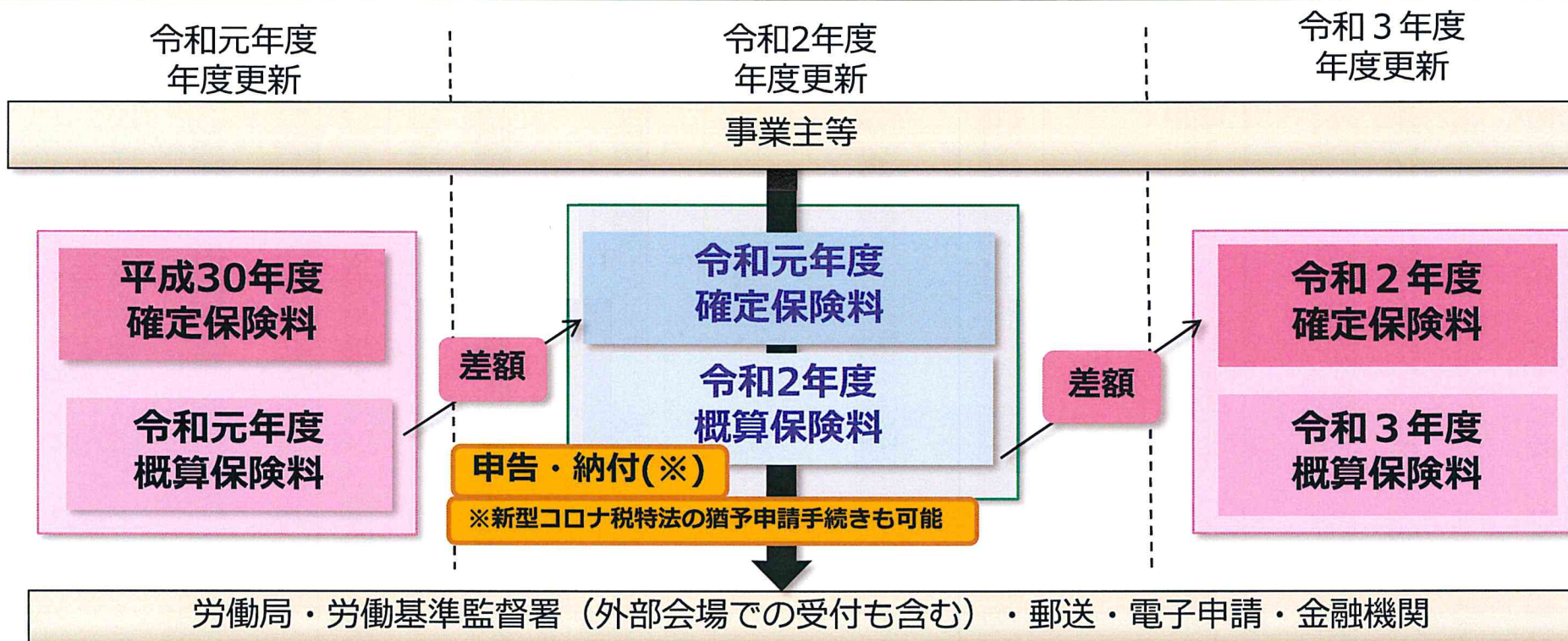
労働保険の年度更新期間の延長について

別紙

本年度の労働保険の年度更新期間について、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、中小事業主、個人事業主の方々が労働保険の年度更新（申告・納付）を円滑に実施する環境を整えるため、**6月1日～7月10日までの40日の期間を6月1日～8月31日までの3月間の期間に延長**する予定。（所要の厚生労働大臣告示を準備中）

【令和2年度の労働保険の年度更新手続き】

- 令和元年度の確定保険料**と**令和2年度の概算保険料**を申告・納付（※）
- 年度更新期間は**6月1日～8月31日(延長後)** ← **6月1日～7月10日（例年）**
- 対象となる事業場は、約325万事業場
- ※**新型コロナ税特法による納付猶予**の手続きも、年度更新手続きと併せて行うことができます。



新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主の皆さまへ 厚生年金保険料等の納付猶予の特例について

猶予（特例）の概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった事業主の方にあつては、申請により、厚生年金保険料等の納付を、1年間猶予することができます。
- この納付猶予の特例が適用されると、担保の提供は不要となり、延滞金もかかりません。

対象となる事業所

以下の①、②のいずれも満たす事業所が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること（収入の減少が20%に満たない場合は、管轄の年金事務所にご相談ください。）
- ② 厚生年金保険料等を一時に納付することが困難であること

対象となる厚生年金保険料等

- 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する厚生年金保険料等が対象となります。
- 上記の期間のうち、既に納期限が過ぎている厚生年金保険料等（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用できます。

※ 令和2年2月1日から令和2年4月30日（特例施行日）までの間に納期限が到来している厚生年金保険料等（令和2年1月分から3月分）は、令和2年6月30日までの申請により遡って特例を利用できます。

申請方法

- 「納付の猶予（特例）申請書」を管轄の年金事務所に提出してください。（郵送で申請いただけます。）

※ 申請書は、日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

※ 預金通帳や売上帳等をもとに申請書を作成してください。根拠となる書類を確認させていただく場合がありますが、書類の準備が難しい場合は、職員が聞き取りによりお伺いしますので、まずは、申請書のみを提出いただいて差し支えありません。

※ 国税、地方税、労働保険料等の納付猶予の特例が許可された場合は、その際の申請書と許可通知書の写しも合わせて提出いただくことにより、申請書の一部記載が省略できます。

- 指定期限までの申請が必要です。

※ 「指定期限」は毎月の納期限からおおよそ25日後です。月々の「指定期限」については、納期限までに保険料の納付がない場合に送付される「督促状」に記載されますので、ご注意ください。

※ 申請にあたっては、管轄の年金事務所へご相談ください。猶予制度に関する一般的なご質問については、厚生年金保険料納付猶予相談窓口でもお受けしております。

「配ぜん業界救済」の声を国や自治体に上げたい。 それには皆さんの「力」と「声」が必要です。

新型コロナウイルスの影響による、配ぜん業倒産防止対策を求めます。

新型コロナウイルスの影響により、多くの飲食店が打撃を受けております。私ども配ぜん業界はホテルやレストランなどの繁閑によりウェ이터、ウェイトレスを紹介する需給調整を担っておりますが、配ぜん業界も飲食業界のダメージと同様、業界全体がこれまでに類をみない痛手を被っています。

配ぜん人紹介所は厚生労働大臣から有料職業紹介事業許可を受けその業を行います。紹介所はホテルやレストランからの求人申し込みと、そこで働きたい方からの求職申し込みの仲立ちをとるという役目を担っております。わかりやすく言うと、民間の職業安定所という位置づけになります。

配ぜん人が活躍する場所は、国賓を迎えての晩餐会。各国大使館で催されるレセプション。ホテルや専門式場での披露宴。星付き店や町場のレストラン。日常に目を向けると、謝恩会、イベントなど、多岐にわたっております。またその人数は、年に**600万人**を数えます。

ホテルやレストランなど固定で就業している配ぜん人は社保加入者ですが、半数近くの方々は日々配ぜん人紹介所より紹介を受けて、その仕事場所を変えておもてなしの業務にあたっています。従って、社保加入できず、雇用保険にも入らずに毎日おもてなしの業務に就いています。

救済依頼内容は、ホテルやレストランなどからの配ぜん人依頼の減少、求人の申し込みがない状況下において配ぜん人紹介所の継続が立ち行かないこと。その紹介所に登録している配ぜん人の方々の収入が途絶え続けていることから、事業者の倒産防止、及び、配ぜん人の生活を守る、この2点につき、強力かつ迅速な対策です。

観光立国を標榜する我が国日本のおもてなし、ホスピタリティの水準は他国から称賛をいただいています。

おもてなしの技術、心は一朝一夕で身につくものではありません。飲食業界に人材を斡旋する配ぜん人紹介所が、コロナ禍で倒産することだけは絶対に避けなければなりません。

また夏以降に順延された挙式、婚礼などでのサービス要員の確保も容易ではないことが見通されます。

飲食店を利用するみなさん。おもてなし、ホスピタリティ産業に携わる求人者、求職者の皆さまから多くの署名を集め、国会、政府、自治体を動かすことに「力」を貸してください。

今後、請願に向けて調整を進める中で、こちらの内容に追加、修正を加える可能性があります。

迅速に進まなければ手遅れになる状況のため、まずは第1弾として、発信させて頂く次第です。

ご理解、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

「新型コロナウイルス被害から配ぜん人と紹介事業者を守る会（略称 SC 対応連絡会）」

発起人代表

澁谷 健 (株)渋谷ローヤルサービス代表

佐藤 昭彦 (株)昭栄スタッフ代表 一社) 全国サービスクリエイター協会【AJCC】会長

渡辺 保 (有)テン・エイティワン NPO 法人全国ホテル&レストラン人材協会【AHA】会長

発起人

高田 雅通 (有)ユニバーススタッフ代表 【AJCC】副会長

杉原 拓 (株)スギハラサービスクリエイツ代表 【AHA】副会長

大谷 晃 (株)H.R.M.代表【AJCC】副会長

黒崎 隆 弁護士法人フロンティア法律事務所代表弁護士

太田 進 (株)オータパブリケーションズ代表

紀陸 孝 公社) 全国民営職業紹介事業協会 会長

林 悦男 一社) 宿泊施設関連協会【JARC】会長

森本 昌憲 一社) 日本ホテル・レストランサービス技能協会【HRS】会長

勝俣 伸 公社) 日本ブライダル振興協会【BIA】会長

武山 龍一 (株)ホットジョブ代表

渡邊 忠司 (株)エブリワーク代表

藤尾 昭之 (株)ユニオンサービスクリエイト代表

照井 克弘 (株)ヒューマン・リソース・エージェンシー代表【AJCC】北海道ブロック長

小野田 康 (株)東洋サービス代表【AJCC】関東・東北ブロック長

佐藤 吉広 (有)神奈川配ぜん人紹介所代表取締役【AJCC】神静山梨ブロック長

片桐 正彦 (株)東海ヒューマンリソースマネジメント代表【AJCC】東海・北陸ブロック長

佐藤 勉 (株)ジャスコム代表【AJCC】関西ブロック長

塩見 泰利 (株)バンケットサプライ代表【AJCC】中四国ブロック長

千々岩照晃 (株)ビジネス・フクハイサービス代表【AJCC】九州・沖縄ブロック長

※今後 発起人の方々が増えていく予定です

配ぜん業倒産防止対策を求めます

内閣総理大臣 安倍晋三様

【求める施策】

- ・ 求人者の休業により給与の減額、失職を余儀なくされた求職者への直接補償
- ・ 日々紹介を受けて求人者へ就業する者をフリーランスとして認定
- ・ 固定（家賃）の補助
- ・ 感染拡大防止協力企業として配ぜん人紹介所を認定。
- ・ ホテル・レストラン・結婚式場業界の経済活性化策

重複を避けるため、インターネット署名していない方のみお願い致します。

ネットでの賛同は <https://www.change.org/haizen-nin> です。

署名はボールペンかサインペンでお願い致します。

署名用紙はコピーしても使えます。

署名集約先 NPO 法人 AHA 内 SC 対応連絡会

郵送の場合 〒153-0044 東京都目黒区大橋 2-23-21 樹林館 302

FAX の場合 03-3485-5030

配せん業倒産防止対策を求めます

お名前	ご住所

署名集約先 NPO 法人 AHA 内 SC 対応連絡会

郵送の場合 〒153-0044 東京都目黒区大橋 2-23-21 樹琳館 302

FAX の場合 03-3485-5030